

自治会役員の抱える問題を少しでも軽減できるように、
問い合わせを Q&A でまとめています。

令和 7 年度

自治会活動 Q&A

太田市 2025.4.1

目 次

P	I 自治会基本
I	☐ 自治会の役割とは？
I	☐ 自治会と行政はどのような関係ですか？
2	☐ 区制事務委託料や区制事務報償費とはどんな内容のものですか？
3.4	☐ 地区集会所を整備するための補助制度はありますか？
5	☐ 地区掲示板とは何ですか？
6	☐ 自治会活動のため物品を購入（修繕）したい。助成はありますか？
7	☐ 自治会の未加入世帯。加入促進はどうすべきですか？
8-10	☐ 1%まちづくり事業とは？
11-17	☐ 市への要望・陳情はどのように行えばいいですか？ 道路の陥没、カーブミラーの設置、公園内の電灯切れ など
18	☐ 要望書の回答はどのように届きますか？
18-23	☐ 各種募金の協力依頼がありますが… 赤十字活動資金（社資） 社会を明るくする運動募金 緑の募金 社会福祉協議会 一般・賛助会費 赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金
P	2 環境関連
24.25	☐ ごみステーションを設置する場合の手続きは？
25	☐ 資源ごみ回収報奨金とは？
26	☐ 近所の空き地。雑草や木が繁茂して困っている
27	☐ 不法投棄されているのを見つけたら？
28	☐ ごみステーションに不法投棄物があり、片付けてほしい
28	☐ 私有地（駐車場・私的管理地など）に不法投棄物があり、すぐに片付けてほしい
29	☐ 側溝清掃によって出た土砂の処分は？
30	☐ 近所の空き家。雑草・ごみ・建物が危険な状態などで困っている
30	☐ 近所の空き家。所有者が貸したり売ったりしたいときは？
31	☐ 電柱に貼られたビラをはがしたい。景観ボランティアとは？
32	☐ 自治会の行事で、公園を使用したいのですが…
32	☐ 公園の樹木に害虫が発生しているのですが…
33	☐ 特定外来生物クビアカツヤカミキリを見つけた時の対処方法を教えてください

目 次

P	3 防災・防犯・その他
34	☐ 自主防災組織とは？
35-37	☐ 災害時の避難所を教えてください
38	☐ 災害時に開設している避難所を教えてください
39.40	☐ 災害時の情報入手方法を教えてください 「おおた安全・安心メール」 など
41	☐ 大地震に備えて耐震補強などの工事をしたいのですが…
42.43	☐ 市の消防活動を教えてください 消防団はどのような活動をしているのですか など
44	☐ 民生委員・児童委員は、どんな活動をしているのですか？
45-49	☐ 社会福祉協議会とは？
50	☐ 防犯委員はどのようなことをするのか教えてください
50.51	☐ 自治会の防犯活動への支援は？
52	☐ 自治会で利用できる職員や講師の派遣制度はありますか？ 人材情報 認知症サポーター養成講座 消費生活センター出前講座 新田荘史跡ガイドの会 など
53.54	☐ 高齢者の相談窓口。どこにありますか？
54.55	☐ 障がい者の相談窓口。どこにありますか？
56	☐ イベント用AEDの貸し出し
P	4 資料
57	地域の要望に関する市役所の主な窓口

□自治会の役割とは？

A 自治会は、地域のつながりでできた私たちに一番身近な組織です。

皆さんが協力し合い、お互いに支え合いながら、住みやすい地域づくりのために防災・防犯パトロール、子どもの見守り、清掃・資源回収活動、祭り・スポーツの交流事業などに取り組んでいます。

防災・防犯やごみ問題、道路、交通安全などの諸問題は個人で解決するのは難しく、地域の人々が力を合わせて対応し、明るい住み良い地域環境を実現していきます。

地域総務課 TEL:0276-47-1923

□自治会と行政はどのような関係ですか？

A 自治会は住民自治のため自主的に組織し活動する団体であり、行政の組織という位置付けではありません。安全で安心な地域社会を築くため、社会を共に担う車の両輪として地域づくりを担う関係と考えます。

一方、昔からある自治会組織の区域に対して市は行政区を設定し、そこに市と地域との連絡を密にするため、区長を置いています。そして市からの連絡のための文書配布や市民要望の取りまとめなどをお願いしています。

地域総務課 TEL:0276-47-1923

□区制事務委託料や区制事務報償費とはどんな内容のものですか？

市から支払われる委託料や報償費の対象となる業務はどのようなものがあるのでしょうか？

A 区長さんや区長代理さんをお願いする仕事に対して支払われます。

区制事務委託料は地区や行政区へ、区制事務報償費は区長さんや区長代理さんへ支払われます。
業務内容は以下のとおりです。

お願いする業務内容

- 1 緊急時の市民への周知及び連絡のための文書等の配布に関する事
- 2 市政に関する市民の要望事項の進達に関する事
- 3 市事務執行上の連絡、調整又は協力に関する事
- 4 各種調査の協力に関する事
- 5 区域内住民の把握に関する事
- 6 その他市長が必要と認める事項

令和7年度

区長事務の
手引き

太田市 2025.4.1



区制事務委託料や区制事務報償費の詳しい計算方法は
「区制事務の手引き」P2・3に掲載しています。(以下、抜粋)

区制事務委託料の支出の根拠

毎年度予算の範囲内において各地区及び各区に事務委託費を交付し、区長及び区長代理に対しては、事務報償費を支給する。(区制規則第10条)

地区割事務委託料(上記の仕事に対して、地区へ支払うお金)

※100,000円【定額】+{120円×世帯数(寮世帯を除く)}

行政区割事務委託料(上記の仕事に対して、行政区へ支払うお金)

※55,000円【定額】+{350円×世帯数(寮世帯を除く)}+(3,000円×隣組数)

※世帯数は、その年度の4月1日の市民課データを使用します。

【計算例】301世帯、38隣組の「ある行政区」の場合(行政区割)

※55,000円【定額】+{350円×301世帯(寮世帯を除く)}+(3,000円×38隣組)
=274.350円

区長への報償費(年間)

※245,000円【定額】+[(寮世帯を除く世帯数÷区長及び区長代理の総数)
×300円【戸数割単価】]+役職加算

役職加算	区長会長	250,000円	1人
	区長副会長	160,000円	2人
	地区会長	120,000円	12人
	地区副会長	30,000円	15人

区長代理への報償費(年間)

※65,000円【定額】+[(寮世帯を除く世帯数÷区長及び区長代理の総数)
×300円【戸数割単価】]

地域総務課 Tel:0276-47-1923

□地区集会所を整備するための補助制度はありますか？

A 地区集会所の建て替えなどのため「太田市地区集会所新增築等補助金」の制度があります。

市では、自治会などの活動拠点である集会所を新築、改築、増築または改修した場合、予算の範囲内で、整備に要する経費の一部補助を行っています。

補助を希望する場合は、毎年7月の区長会で依頼する「希望調査表」の提出をお願いします。

希望調査表の提出期限：前年度の9月末

- 年度途中での申請は予算の都合上大変難しいため、
期限に提出のない場合は希望がないものと判断させていただきます。
- 新築・改築希望は、事前に地域総務課までお問い合わせください。

補助率・補助限度額（令和7年4月1日現在）

内容	工事費など総額や条件	補助限度額	補助率
新築・改築・増築		500万円以内	1/2以内
改修	20万円以上		1/3以内
太陽光発電システム導入	10kw未満	150万円以内	1/2以内

- 新築の場合、宝くじの収益金を利用した助成金を併用することができます。
その際、「認可地縁団体※」を設立する必要があります。

※自治会や町内会等が法人格を得た団体のことです。

内容	所管	補助限度額	補助率
コミュニティ助成事業	一般社団法人自治総合センター	1,500万円以内	3/5以内
魅力あるコミュニティ助成事業	公益社団法人群馬県市町村振興協会	500万円以内	1/2以内

計画をたてる前に、次のことにご注意ください

- 「太田市地区集会所新增築等補助金交付要綱」に基づくので、事前にご確認ください。
- 希望調査表の提出は、地域での打ち合わせを十分した上で行ってください。
- 解体や外構工事、机、イスなどの備品（動産）は、補助対象外です。
- いずれの事業も市の交付決定を受けてから着手してください。

事業着手・完了後の補助金申請は受け付けられませんのでご注意ください。

- 建築にあたっては、都市計画法及び建築基準法など関係法令を遵守してください。

※近年の財政状況の悪化により、要望年度に補助ができない場合があります。

※災害や不慮の事故による集会所の損傷により、他者の生命・身体への危険や深刻な損害を引き起こす可能性がある場合には、特例的に緊急の改修工事に係る補助が認められる場合があります。まずは電話でご相談ください。



A 地区集会所に設置する「太田市 AED 設置事業補助金」の制度をご紹介します。

市では、地域における救命率向上を目的として、地区集会所に A E D（自動体外式除細動器）を購入、設置に要する経費の一部補助を行っています。

補助を希望する場合は、毎年6月の区長会で依頼する「希望調査表」の提出をお願いします。

提出期限：前年度の8月末

- 予算の都合によっては、当年度に実施できる場合がございますので、事前にお問い合わせください。
- 「太田市 AED 設置事業補助金交付要綱」に基づくので、事前にご確認ください。

補助率・補助限度額（令和7年4月1日現在）

内容	補助対象	補助限度額	補助率
地区集会所に A E D を設置 （1 集会所につき 1 台限り）	A E D（初回付属品を含む）購入費及び取付費用	10 万円以内	1 / 2 以内

- 「地区集会所に既存の AED 消耗品の購入補助」について

AED の消耗品購入補助を開始する予定です。検討される方につきましては、地域総務課までご相談ください。

【補助対象】

- ・地区集会所に既存の AED

【補助限度額】

- ・除細動パッド交換費 10,000 円（上限）
- ・バッテリー交換費 20,000 円（上限）

補助率は 2 分の 1 以内

地域総務課 TEL:0276-47-1923

□地区掲示板とは何ですか？

A 市内各所にある大型の掲示用広報媒体として利用されているものです。



撤去工事

設置から30年を経過し、老朽化による倒壊やベニヤ板が風で吹き飛ぶなどの理由から、平成25～31年度で撤去希望があった行政区の掲示板は撤去工事を行いました。

※保有を希望する行政区などには移管（以下、譲渡契約）しました。

譲渡契約

- 保有希望行政区は、平成31年1月1日付で市と譲渡契約を結んでいます。
掲示板の利用や修繕がある場合は、各行政区で対応をお願いします。
- 新田・藪塚地区の掲示板は、もともと地区所有のため譲渡契約は結んでいません。

※市で所管している掲示板もあります。

掲示板の場所や所管など、詳しくは地域総務課へお問い合わせください。

地域総務課 TEL:0276-47-1923

□自治会活動のため物品を購入（修繕）したい。助成はありますか？

A 「一般コミュニティ助成事業」と「魅力あるコミュニティ助成事業」という制度があります。

宝くじの社会貢献広報事業として実施している事業です。

自治会のコミュニティ活動に必要な設備などの購入や修繕などを助成することで地域社会の発展と住民福祉の向上を図ります。

一般コミュニティ助成事業：一般財団法人自治総合センター（国の外郭団体）で実施

群馬県地域創生部地域創生課を通して申請を行います

一般財団法人自治総合センターのＨＰ

<http://www.jichi-sogo.jp/>

魅力あるコミュニティ助成事業：県市町村振興協会（前橋市市町村会館内）で実施

群馬県市町村振興協会のＨＰ

<http://npogunma.net/gunma-shinko/>

コミュニティ助成事業の申請にあたって

●市では原則、地区が輪番で申請をしています。対象地区は、順次お知らせします。

※集会所建設の申請時に当事業を活用する場合があるので、順番通りになるとは限りません。また、申請が必ず採択されるとは限りませんのでご了承ください。

採択された場合、助成金の交付は翌年度となります。

地域総務課 TEL:0276-47-1923

□自治会の未加入世帯。加入促進はどうすべきですか？

近年、自治会へ加入しない未加入世帯が増え困っています。また、新たに区域内へ引っ越して来た世帯でも加入してもらえない場合があります。どうしたらよいでしょうか？

- A** 自治会への加入を強制することはできませんが、隣人の支え合いによる自治会活動の大切さや楽しさを知ってもらうことで加入を促すことが必要とされています。

自治会への未加入世帯に関しては、多くの地域でご苦労されていることと思います。転入者や転居者に対し、自治会へ加入いただけるよう加入促進チラシの配布を行う他、ホームページなどでも引き続きご案内していきます。

自治会の皆様には、地域の支え合いにより果たしている役割や活動の楽しさを理解してもらえよう、子どものいる世帯も参加しやすい行事を実施したり、広報紙を発行したりすることも方法の一つだと思っています。

自治会への加入促進チラシ

日本語・英語・中国語・スペイン語・ポルトガル語（5か国語）のご用意をしています。

ご希望の場合は地域総務課または各行政センターへご連絡ください。

地域総務課 TEL:0276-47-1923



□1%まちづくり事業とは？

- A** 市税の1%程度を財源に、地域コミュニティをより活性化させるために住民と行政が一緒になってまちづくりを行う事業のことです。この事業は、地域の人たちの知恵と労力により、市税を2倍・3倍に有効活用しようとするもので、今までの行政依存型の補助金とは異なります。

令和7年度募集期間

1次募集: 令和7年1月15日(水)～2月21日(金)

2次募集以降: 4月～12月までの毎月1日～15日

※15日が土・日曜日、祝日の場合は前(々)日の金曜日が締め切りです。



対象事業のポイント

- ①地域を活性化させる事業 ②地域内の交流が図れる事業 ③地域コミュニティの醸成を図る事業
④住民による労力提供がある事業 ⑤地域の特色を出すことができる事業 など。

対象にならないポイント

- ①宗教・政治・営利活動を目的とした事業 ②単に委託するだけの事業 ③住民の労力提供がない事業
④物を買うだけの事業 ⑤他の補助金を併用する事業



対象事業例

- 花いっぱい事業 地域内の道路沿いなどに花を植える
- 公園・里山リメイク事業 より親しまれ、利用される公園・里山に再生する
- 広場(道路)除草作業 地域の広場(道路)などの除草作業をする
- 野菜作りや米作りの体験事業 野菜や米作りを通して農業体験、世代間交流をする
- 集会所修繕事業 住民自身の手により集会所施設の改修をする(バリアフリー化など)
- ゴミステーション整備事業 地域のゴミ置場の整備をする
- 地域防犯活動事業 登下校の児童生徒に合わせて地域の見守り活動を行う。
- 高齢者等の居場所づくり事業 地域の集会所を利用し、自由に交流が図れる事業

1%まちづくり事業の流れは？

実施団体側

まちづくり会議、地域総務課

1%まちづくり事業計画書作成

- ・事業計画書
- ・事業スケジュール
- ・予算計画書（1万円以上は見積書が必要）

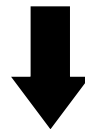
提出



市役所 地域総務課

- ・提出された事業計画書のチェックをします。

案件提出



1%まちづくり会議

- ・15名の委員により審査し、採択、不採択を決定します。審査結果は代表者に通知されます。

通知



補助金等交付申請書

- ・採択の通知が届いたら代表者が押印し、市役所地域総務課へ申請書を提出します。
- ・代表者印と通帳をお持ちください。
- ※申請を行わないと事業はできません。

申請



市役所地域総務課

- ・補助金等交付決定の決裁を受け、代表者へ補助金等交付決定通知書を送付します。

交付決定



事業の着手 → 実施 → 完了

- ・交付決定前にされた支出は、補助金の対象となりません
- ・事業完了前に補助金の支出が必要な場合は、※概算払請求書の提出が必要です。
- ※=前払いの制度のことです。



実績報告書（様式第5号）、補助金請求書作成

- ・購入した物品の写真
- ・事業の様子がわかる写真
- ・活動状況がわかる資料など
- ※写真が証明となりますので必ず添付してください。

提出



まちづくり会議・地域総務課

- ・事業の検証
- ・補助金支払事務



補助金支出

- ・指定された口座に振り込みます。

採択になりましたら、
速やかに提出してください！！

対象経費

事業に要する経費は下表のとおりとします（別に採択基準あり）。

項目にない経費はまちづくり会議※で精査します。

項 目	内 容
原材料費	事業に直接要する原材料費
旅費	講師・出演者等への交通費
通信費	事業の実施・連絡等に要する郵便等の通信費
燃料費	作業等に必要な機材・車両等の燃料費
保険料	事業の実施に係る保険料
報償費	専門的技能を有する協力者への謝金等
備品購入費	作業等に必要な機材・備品の購入費
使用料及び賃借料	事業に要する使用料、車両・機械等の借上料
印刷製本費	チラシ、ポスター、チケット等の印刷費
消耗品費	事業実施に必要な消耗品費
コミュニティ経費	飲み物・お茶菓子代等（1人あたり200円以内）
その他経費	報告書作成費、写真代、廃材処理代

※まちづくり会議とは

- 1%まちづくり事業を円滑に進めるために設けられた組織であり、公募委員、団体推薦委員合わせて、15人で構成されています。
- 基本的に、毎月第4木曜日に会議を行っています。
- 会議の役割は、事業の審査及び検証、運営方法の審議（要綱の改正）などを行っています。この審査で、事業の採択（許可）が決まります。



詳しくは「1%まちづくり事業パンフレット」をご覧ください
市 HP から見られる他、地域総務課（市役所5階）や
行政センターに設置しています。

□市への要望・陳情はどのように行えばいいですか？

A 市に依頼する工事や作業などで「要望」と「陳情」があります。

要望:比較的簡易的な工事や作業など

陳情:大規模な工事などが必要な場合

基本的な進め方

要望

- ①地区の住民から区長さんに相談などがあった場合、区長さんが状況を確認して要望書を記入し、住宅地図と写真を添付して行政センターに要望書を提出してください。その時に、どの様な状況な
どかも説明をお願いします（緊急の場合は、直接担当課に提出してください）。



- ②行政センターは、必要に応じ要望があった場所の確認を行い、担当課に状況を説明して、要望書を提出する。工事内容によっては、区長さんから地権者や隣接者の署名捺印を承諾書にもらい行政センターへ提出していただくこともあります。



- ③担当課が内容を確認し現場確認なども行い、
どの様に工事などを行うか検討して工事のスケジュールを決める。



- ④緊急の場合や簡易な工事であれば早めに工事を行うが、工事内容により担当課の直営で出来る工事と業者に委託する場合がある。業者委託や補修部材の発注など、時間が掛かる場合もあるので区長に連絡して状況の説明を行い、用意ができ次第工事を行う(終了)

陳情

- ①地区の住民から区長さんに相談などがあった場合、区長さんが状況を確認してください。
工事が必要な場合、地権者や隣接者などから承諾書に署名捺印をもらい陳情書と住宅地図などを併せて行政センターに提出してください。
ただし、陳情を受けられる要件などがあるので事前に担当課などでも相談をお願いします。



- ②行政センターは陳情があった場所の現場確認を行い、写真を撮り、書類などを確認して担当課に状況などを説明し陳情書を提出する。



- ③担当課は、書類や現場なども確認して陳情条件に照らして陳情を採択するか採択出来ないかを決定する。



- ④採択になれば陳情の順番などで工事を行うが、採択出来なければ区長に採択出来ない理由を説明して陳情書を差し戻す(終了)

要望

要望する内容により、それぞれの担当課に依頼します。

要望書を提出する場合は、住宅地図と写真を添付して依頼してください。

道路保全課（道路保全課の「要望処理カード」で依頼） Tel:0276-32-3491	
舗装補修	道路が陥没したり穴が空いていたりする場合、路肩が崩れている場合などの補修 ※ 舗装の穴については、太田市 LINE 公式アカウントからも依頼できます 
砂利道補修	車が通り、道路に窪みや轍が出来た場合の補修（基本、隣接地権者の同意書が必要）
後退線補修	後退線の補修
溝蓋補修	側溝の溝蓋が欠けていたり割れていたりする場合 側溝と蓋との間に隙間ができたり車が通ると音がする場合 
溝蓋設置	コンクリートやグレーチングなどの溝蓋の設置
浚渫依頼	側溝や暗渠に、汚泥や落ち葉などが溜まっているのを取り除く
汚泥運搬	地区で、水路に溜まった汚泥などを道路に引き上げてあるものを除去する
除草作業	道路や水路の除草作業(農業用水路は、農村整備課)
安全施設	カーブミラーが割れていたり、曇っていたりする場合の補修。 道路のフェンスやラインなどの補修(横断歩道、止まれなどは警察) 
舗装	新設やオーバーレイ(距離が短い場合や現状の舗装の上に舗装を行う)
路面清掃	道路の土砂や落ち葉などの清掃
その他	上記に記載がない場合の作業(要相談)

道路保全課へ電話依頼 Tel:0276-32-3491

街路灯が切れている（防犯灯は危機管理室：関連P. 50）

▼街路灯プレート




街路灯




【参考】
防犯灯

(処理後確認印)

課 長	係 長	担 当
月 日		

道路保全課にて入力

要望処理カード

地区名
(太田・**尾島**・新田・藪塚)

※受付者は太線の中を記入すること

受付年月日	令和 年 月 日	受付者	電話・来訪・文書・パトロール・その他	
連絡者	氏 名(課・議員・区長等) 課の場合 ○○行政センター △△ 区長の場合 すずかけ区長 利根川 太郎 等		電話番号 0000-00-0000	
現場名	尾島 地区 すずかけ 町	依頼者	新田花子さん	連絡先 1111-11-1111
要望事項 (は2別紙以上記入時)	①	舗装道補修	① 穴埋め	② 路肩補修 ③ その他
	2	砂利道補修	① 敷均し	② その他
	3	後退線補修	① 舗装	② 砂利 ③ その他
	4	溝蓋補修	① コンクリート蓋	② グレーチング ③ 消音 ④ その他
	5	溝蓋設置	① 溝蓋	② グレーチング ④ その他
	6	浚渫依頼	① 側溝	② 暗渠 ③ その他
	7	汚泥運搬	① 側溝の肩にあげてある	② 土嚢袋にいられてある ③ その他
	8	除草作業	① 道路	② 水路 ③ その他
	9	安全施設	① カーブミラー	② フェンス等 ③ ライン ④ その他
	10	舗装	① 新設	② オーバーレイ ③ その他
	11	路面清掃	① 土砂・落ち葉	② その他
	12	その他		
要望事項	※ 現状の状況・要望事項(どうしてほしいか)・連絡が必要かどうか等について詳しく記入願います。 ※ 要望箇所に印(赤色等目立つように)をつけた住宅地図を添付願います。 注 現場・予算の状況や作業スケジュール等の都合がありますので、実施時期の回答・約束等をしないでください。 注 連絡者または依頼者の記入箇所に区長の名前が入らない場合は、区長に要望事項を伝えた上で○○区長に報告済と記載してください。			
調査結果	調査者名	年 月 日		
処理内容	処理者名	年 月 日		
	連絡	済	要	

現況道路工事承諾書

太田市長 清水 聖義 様
(道路保全課)

別紙位置図における現況道路に係る要望にあたり、下記要件について関係地権者全員が承諾しておりますので、工事方宜しくお願い申し上げます。

記

- 1. 工事実施後、道路や私有地に水溜りが出来ても、これについて改修の申し出はいたしません。
- 2. 工事施工に際し、民地内へ砕石や補修材等が入ってしまった場合においても、苦情や申し立ては行いません。但し、細心の配慮をしていただくよう申し添えます。
- 3. 施工前に官民境界を明確にすることはせず、現地に即した範囲にて工事することを承諾いたします。
- 4. 道路後退用地(私有地)に舗装新設を行う場合について、太田市が公衆用道路として無償で使用することを承諾いたします。
- 5. 工事実施後は当分の間、市に対して拡幅改良工事の陳情はいたしません。

尚、第三者に土地の権利等を譲渡する場合においても、上記要件を継承いたします。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(行政区名 〇〇一区)

申請者代表 区 長 太田 一郎 印

電話番号 47-1111

関係地権者

所有(管理)する 土地(地番)	住 所	所有者(管理者) 氏 名	印	電話番号
西本町 36-13	西本町 36-13	太田 二郎	印	32-3491

□カーブミラーを設置してほしいとき

自治会の区域内に大変見通しの悪い交差点があり、最近も交通事故がありました。
早急にカーブミラーを設置してほしいのですが。

A 市道などで、見通しの悪い交差点やカーブ地点に設置しています。

カーブミラーの設置対象は、道路の構造上車道の見通しが悪く、かつ屈曲、屈折または交差する（交差点及びカーブ地点）太田市道などとなっています。

私道への設置は、原則としてそれぞれの所有者（管理者）での対応となりますが、通り抜けが可能かつ不特定多数の車両が通行する公共性の高い道路、または、通り抜けできない市道及び私道で、一定量の通過交通があり見通しが悪く危険であるとともに、当該道路に10戸以上ある場合には、この限りではありません。

設置を希望される場合は、位置図を添えて要望書を提出してください。

なお、設置位置は原則民地になります（民地内の電柱でも可）。そのため、現地の状況によっては、カーブミラーが設置できない場合もありますが、その場合は、他の安全対策を検討します。また、カーブミラーが破損している場合は、電話連絡で対応します。

道路保全課 TEL:0276-32-3491



単独柱



両面柱



標語とカーブミラー番号
（管理シール）

新設の場合：「交通安全施設整備申請書」で依頼
地権者に承諾（住所・氏名・押印）をもらい、
新設する理由を記載して申請書を提出

交通安全施設整備申請書

申請年月日	年 月 日 ()		
申請人	役職 区長 電話..... 住所 太田市 氏名	設置された交通安全施設は、地区において責任をもって清掃及び樹木の枝等から視野の確保をし、不都合が生じた場合は、市へ連絡いたします。	
設置場所及び地主の同意	別紙位置図参照	私有地内に無償で交通安全施設を設置することに同意いたします。なお、共架できる建造物（電柱等）が私有地内に設置されており、その建造物に共架することが適当とされる場合には、当該建造物への共架についても同意いたします。また、第三者に土地の権利等を譲渡する場合においても、上記要件を継承いたします。 住所 太田市 氏名	
種別	1 道路反射鏡 2 道路警戒標識 3 その他	申請理由	
位置図	別紙のとおり （原則として住宅地図に設置地点を、また道路反射鏡については視野方向を明示してください。）		
備考			

◆カーブミラー設置要件（第4条第2項より抜粋）◆

- （1）従道車が通り抜けできる市道及び県道で、主道車が一定量の通過車両があり、見通しが悪く危険である場合。
- （2）従道車が通り抜けできない市道及び県道で、主道車が一定量の通過車両があり見通しが悪く危険であるとともに、当該従道路を利用する戸数が10戸以上ある場合。
- （3）市道の幅員が狭く、急カーブや障害物などにより対向車両を回避できない場合。

警察の交通課が担当（所定の要望書はなし）

信号機の補修や新たな設置

横断歩道や止まれなど補修または新設のライン引きなど

各小中学校（所定の要望書の書式はない）

通学路の整備に係る要望は各小中学校へお問い合わせください

花と緑の課（所定の要望書の書式はない） TEL:0276-32-6599

公園内の切れた電灯・遊具・トイレの補修 など

農村整備課（農村整備課の「要望書」で依頼） TEL:0276-20-9713

農業用水路、水門の簡易補修

農業用水路暗渠部分の詰まりの改善

農業用水路の樹木伐採

農道の砂利入れなど

※耕作者や農業者団体が自ら作業していただく事もあるので、状況によっては依頼を受けられない場合などもあります（要相談）。

（農村整備課 宛）		農村整備課受付	担 当	係 長	課 長
要 望 書		年 月 日			
		受理第 号			
地区名 （太田 ・ 尾島 ・ 新田 ・ 藪塚）					
受付年月日		令和 年 月 日			
受 付 者	受付場所	行政センター			
	課長名				
	担当者名				
	電話番号	() —			
依 頼 者	行政区				
	区長名				
	連絡先	() —			
要望事項（できるだけ具体的に）					

※提出する前に、必ずご連絡下さい。
※行政センターの担当者の記入及び写しを必ず取るようにして下さい。
※添付資料
①位置図(住宅地図等)・・・箇所を○又は線(赤等)で表示して下さい。
②写真(現状)の添付・・・写真に現状状況を撮影して表記して下さい。
(表記例) 南から北撮影、○○建物の前等、わかりやすく表記して下さい。
③その他必要と思われる書類等。
(連絡先) 農政部農村整備課 0276-20-9713

地区で大きな工事を要する場合、地権者や隣接している方に承諾書に署名捺印をもらって陳情書を行政センターに提出。行政センターは、書類などの確認をして担当課に提出します。

公園のフェンスの建替や樹木の剪定など公園関係 → 花と緑の課(TEL:0276-32-6599)

農業用水路の新設・改修や水門の設置など → 農村整備課 (TEL:0276-20-9713)

ただし、陳情を提出しても採択要件がありますので、必ずしも陳情が採択されるとは限らないことから事前に担当課と相談をお願いします。

また、陳情内容によって危険度合いが高く工事が早急に求められていたり、多くの方が必要とされるなどの必要性が高かったりする場合は、内容で工事の順番が変わる場合などもあります。

に関する陳情書

令和 年 月 日
(提出年月日)

太田市長 清水聖義 様

陳情者(陳情を出される方)
住 所 太田市
氏 名
連絡先 Tel. -

陳情者(陳情を出される方)
住 所 太田市
氏 名
連絡先 Tel. -

[illegible]

に關する陳情

1、陳情の趣旨（なぜ陳情を提出するのかをお書きください。）

2、陳情項目（実現してほしい内容をお書きください。）

□要望書の回答はどのように届きますか？

A 各担当課から代表者宛てに回答します。

要望・回答のお問い合わせは、各担当課へお願いします。

※要望内容により、回答まで数週間かかることもありますのでご了承ください。

□各種募金の協力依頼がありますが…

日本赤十字社の「赤十字活動資金（社資）・社会を明るくする運動募金」、「緑の募金」、
「社会福祉協議会 一般・賛助会費・赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金」を教えてください。

A 担当課ごとに説明します。

「赤十字活動資金（社資）」と「社会を明るくする運動募金」へのご協力は、
趣旨をご理解いただいた上で、多くの皆様にご協力をいただいております。
啓発活動や募集についてご配慮いただきますようお願いいたします。

「赤十字活動資金（社資）」の募集

日本赤十字社は、人のいのちと健康、尊厳を守ることを使命として、
国内外で様々な人道的活動を行っております。

日本赤十字社群馬県支部の主な活動

- 災害救護活動
- 救助法等講習会の開催
- 医療事業
- 血液事業
- 奉仕団活動
- 青少年赤十字 など

これらの活動に必要な資金は、
「赤十字活動資金」により賄われております。
赤十字の趣旨をご理解のうえご協力をお願いいたします。

募金活動について

募集期間：5月1日～5月31日（赤十字運動月間）

募集金額：1世帯あたり募金希望額 350 円

募金のお預かり：5月（または6月）の地区区長会開催日

金額の確認について

金額を確認できている場合：その場で「領収書」を発行いたします。

金額の確認ができない場合：金額を確認後「領収書」を郵送いたします。

チラシの回覧や行政センターだよりなどを通じての啓発活動に、
ご配慮いただきますようお願いいたします。

社会支援課 TEL:0276-47-1827

「社会を明るくする運動」募金

「社会を明るくする運動」とは

法務省の主唱によって行われており、すべての国民が犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くことを目的とする全国的な活動です。

太田保護区においても、社会を明るくする運動推進委員会を設置し、更生保護団体(保護司会、更生保護女性会、BBS 会、更生保護事業主会)が協力し、“犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ”をスローガンに本運動を進めています。

募金の使い道

- 街頭での啓発グッズ配付などの啓発活動
- 更生保護や青少年の非行防止などの活動を行っている更生保護団体への活動費助成
- 社明運動の高揚を図るために中学生から標語・ポスター・作文、小学生から作文を募集し、優秀作品の表彰及び展示会の実施
- 「社明だより」発行(年1回・7月1日発行)による広報活動 など

これらの活動は、市民の皆様の善意によって集められた募金により支えられております。
社会を明るくする運動の趣旨をご理解のうえ募金活動について、ご協力をお願いいたします。



募金活動について

募集期間：原則 5月1日～5月31日

募集金額：1世帯あたり募金希望額100円

募金のお預かり：原則 5月(または6月)の地区区長会開催日

金額の確認について

金額を確認できている場合：その場で「領収書」を発行します。

金額の確認ができない場合：金額を確認後「領収書」を郵送します。

チラシの回覧や行政センターだよりなどを通じての啓発活動に、
ご配慮いただきますようお願いいたします。

「緑の募金」とは

緑の募金は、森林の整備、緑化の推進及びこれらに係る国際協力の意義に対する県民の理解を広めるとともに、県民全体による森林整備等の取組を推進することを目的として、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき実施されている募金活動です。

皆様からご協力いただいた募金は、群馬県緑化推進委員会を通して、県内の緑化推進事業や国際協力事業に使われています。太田市では、誕生記念樹の配布や緑の少年団の育成に使われ、子どもたちの郷土愛や緑をはぐくむ心を養う上で役立てられています。

募金活動は、春と秋に実施されており、地区の皆様には、春の期間（4月～5月）にご協力をいただいています。

「緑の募金」の使い道

- 誕生記念樹配布事業
- 緑の少年団育成事業（市内小学校）
- 緑化祭事業
- 緑化講習会事業 など



「緑の募金」は、皆様の善意の寄付から成り立っています

森林や緑は、おいしい水やきれいな空気、地球温暖化の防止など多くの恵みを私たちに与えてくれます。その恩恵は、現在の私たちだけでなく将来を生きる子どもたちにももたらされます。「緑の募金」により、森林や緑づくりに参加することは、将来の世代に豊かな地球環境を残すことにもつながります。

郷土おおたの緑化を推進し、かけがえのない郷土の緑、地球の緑を守り、地球温暖化を防止するため、是非、皆様のご協力をお願い申し上げます。

緑の募金→ **花と緑の課 TEL:0276-32-6599**

社会福祉協議会 一般・賛助会費

社会福祉協議会では様々な社会福祉事業を行っておりますが、充実した事業の推進や多様化する福祉ニーズに対応するため「自主財源の確保」を目的として「会員会費制」を導入しております。

一般会費 1世帯50円

一般会費は区長会を通じて世帯単位でお預かりしています。例年6月または7月の地区区長会に社協職員がお預かりに伺っています。お預かりした会費は「地区社協助成金」として、各地区の社会福祉事業でご活用いただいております。

賛助会費 1口 1,000円

賛助会費は年会費として1口 1,000円でご協力をお願いしています。例年6月の社協だよりで広く市民に協力を呼びかける他、社協職員はもちろん市職員幹部会、区長会、民生児童委員協議会、社協関連団体などにもご協力をお願いしています。

赤い羽根共同募金

共同募金は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう様々な地域福祉の課題解決に取り組む民間団体を応援する「じぶんのまちを良くするしくみ」です。

毎年10月1日～12月31日までを運動期間として募金活動を行っています。



太田市共同募金委員会が募金の集め方や使い道などを決定しており、各地区区長会長さんに運営委員として参加していただいております。

募金には、戸別募金・街頭募金・法人募金・学校募金などがあり、区長会には「戸別募金」のご協力をいただいております。運営委員会で決定された1戸あたりの募金目標額(300円)を各地区で集めていただき、10月または11月の地区区長会に社協職員がお預かりに伺っています。

募金の使い道

ふれあい・いきいきサロンの助成金として各地区に還元されるほか、市内の幼稚園、保育園、認定こども園などの施設整備や備品購入などにも役立てられています【翌年度配分】

歳末たすけあい募金

歳末たすけあい運動は共同募金運動の一環として、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方々が地域で安心して暮らすことができるよう支援活動を行うものです。

毎年12月1日～12月31日までを運動期間として行っています。

戸別募金は、1戸あたりの募金目標額を目安に各地区で集めていただき、12月または1月の地区区長会に社協職員がお預かりに伺っております。



募金の使い道

地区社協歳末時期慰問交流事業・歳末時期イベント助成事業（保育園・幼稚園・認定こども園・身障施設・団体など）に配分されます【当年度配分】

また、歳末時期の当年度配分で余剰金があった場合【翌年度通年事業配分】として、地区社協ふれあいの広場やふれあい・いきいきサロン事業助成金、子育てサロン・障がい者サロン助成金などに活用されています。

社会福祉協議会 一般・賛助会費、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

→ **社会福祉協議会** Tel:0276-46-6208

□ごみステーションを設置する場合の手続きは？

A

ごみステーションの設置（収集）、移動、廃止の申請

ごみステーション設置、移動、廃止申請書により設置（収集）、移動、廃止する7日前までに、行政区の環境保健委員長の氏名が記入された書類を清掃事業課へ申請してください。

必要により現地を確認後、申請内容による収集、移動、廃止の時期を連絡します。

ごみステーションの設置場所は、次の条件を満たす場所にしてください。

- (1) 収集車両が通行可能な道路に面すること。
- (2) 収集作業上危険な場所でないこと。
- (3) 交差点の隅切りから5メートル以上離れていること。
- (4) 道路上での転回や後退の必要がないこと。
- (5) 周囲の構築物などを損傷する危険がないこと。



※設置予定場所が上記の条件を満たしているか疑義のある場合は、**必ず事前に清掃事業課へ現地確認の依頼をしてください。現地確認してから収集の可否を判断します。**

ごみステーションの利用

もえるごみについては20世帯、もえないごみなどについては40世帯を1つのステーションの基準としてください。ただし、地域の事情により利用世帯の増減は可能です。また、新設・移動を予定する場合は、申請前に利用者間で十分協議し、申請予定地に隣接する土地・建物の所有者に十分な説明を行い、理解を得てから申請するようにしてください。

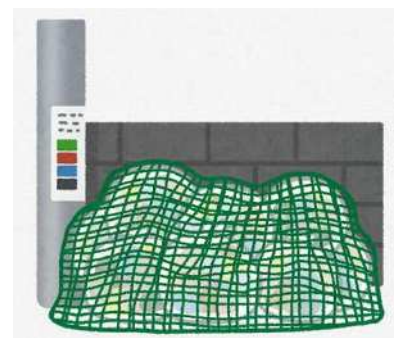
専用のごみステーションの設置が必要な場合

原則として8戸以上の集合住宅及び戸建分譲住宅を施工する場合は、事業者の責任で専用のごみステーションを設置することになっています。ただし、これ以下の戸数であっても、周囲のごみステーションを供用することができない場合は、設置を認めています（太田市開発事業指導要綱第22条）。

カラス除けネット

ごみステーションの衛生、美観を保つためにカラス、野良猫除けのネットを配布しています。必要な場合は清掃事業課へ申請してください。ネットの大きさは幅が2mで、長さは個々のステーションの大きさに対応して（m単位で）用意します。また、設置後のカラス除けネットの管理は各行政区で行っていただきます。

事故など無いよう適切な管理をお願いいたします。



違反ごみの対応

市の指定袋で出されていないごみや、分別方法、収集日を間違えて出されたものなど、違反ごみは、正しい排出方法で出してもらうために警告シールを貼り、収集しません。

ただし、これ以後も改善の様子が見受けられなかったり、他のごみの排出に影響が出たりする恐れがある場合は、ご相談ください。

清掃事業課 TEL:0276-31-8153

□資源ごみ回収報奨金とは？

- A** 市内の行政区をはじめとした各種団体（地区自治会・育成会・スポーツ協会・学校PTAなど）が各家庭から回収した資源ごみを回収業者へ引き渡した実績により、市から報奨金を交付する制度です。

ただし、資源物の引き渡し先は、太田市内に本店・支店・事業所のある業者に限ります。

報奨金額

回収量の1kgあたり8円を交付します。

※10円未満の端数は、切り捨てとなります。

資源物対象品目

家庭から出る新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ、アルミ缶、スチール缶、ビン類、牛乳パックなど資源化できるもの。

交付までの流れ

資源ごみ回収団体登録

資源回収の実施

資源ごみを回収し、市内業者に引き渡し

報奨金の請求

申請書および業者記入の実績報告書及び業者発行の仕切書を添付

報奨金の交付

回収量1kgあたり8円の報奨金を団体へ交付



清掃事業課 TEL:0276-31-8153

□近所の空き地。雑草や木が繁茂して困っている

A 一定の判断基準に基づき、空き地の所有者に対し除草依頼をします。

所有者のわからない空き地から草や樹木がせり出しているなどで実害を被っている場合や、数年来放置され、かつ所有者のわからない空き地に雑草などが繁茂し、地区の環境に悪影響を及ぼしている場合など、**一定の判断基準※**に基づき、環境対策課から空き地の所有者に対し除草の依頼をします。

なお、人が住んでいる隣地からの草、落ち葉、樹木のせり出しは、民法上、市が介入できません。「自分のことは自分で。地区のことは地区で解決する。」という理念に基づき、このような相談があった場合、区長さんは原因者と当事者が分かり合うように手助けをよろしくお願いします。

※一定の判断基準…長期的に管理不良状態にあり、雑草や低木などが概ね原因地全体に密集し、かつひざ丈以上であること。

太田市空き地の環境保全に関する条例【抜粋】

第3条 空き地の所有者等は、当該空き地を自らの責任において危険な状態にならないよう常に留意するとともに維持管理に最善の努力をしなければならない。

第8条 市長は、・・・この条例の施行に必要な限度において、当該職員に空き地に立ち入り、調査し、又は関係人に対して質問させることができる。

管理されていない空き地があることで、害虫などの発生のほか、不審火、犯罪発生などのリスクが高まります。これらが住民の生活環境に影響を及ぼし、結果、まちの価値を下げてしまいます。

このようなことを防ぐため、空き地を抱える地区は、あらかじめ空き地などを所有する方の連絡先を把握・共有しておくことで、何か問題が発生したときすぐに対応でき、未然に住民同士のトラブルを防ぐことができます。

環境対策課 TEL:0276-47-1893

□不法投棄されているのを見つけたら？

A 投棄されている場所には必ず管理者がいます。公共用地であれば、廃棄物が一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかを判断した上で以下の連絡先までご相談ください。

◆**一般廃棄物** 主に事務所や家庭から排出される廃棄物。いわゆる「家庭ごみ」。クリーンプラザ・リサイクルプラザで処分できるゴミです。

◆**産業廃棄物** 主に事業活動に伴い排出される廃棄物で、いわゆる「産廃」。クリーンプラザ・リサイクルプラザで処理・処分できませんので処理は許可を受けた産業廃棄物処理事業者へ委託することになります。なお、産業廃棄物の担当窓口は群馬県東部環境事務所です。

管理者責任の観点から、不法投棄されている場所が

河川敷 → 河川管理者（国土交通省、太田土木事務所、道路整備課、農村整備課など）

道路敷 → 道路管理者（国土交通省、太田土木事務所、道路整備課、道路保全課など）

公園 → 花と緑の課が回収を行っています

太田土木事務所 TEL:0276-32-2345
群馬県東部環境事務所 TEL:0276-31-2517
道路整備課 TEL:0276-47-1835
道路保全課 TEL:0276-32-3491
農村整備課 TEL:0276-20-9713
花と緑の課 TEL:0276-32-6599
環境対策課 TEL:0276-47-1893



□ごみステーションに不法投棄物があり、片付けてほしい

A ごみステーションの不法投棄は、清掃事業課へご相談ください。

ごみステーションにある不法投棄物は、原則として投棄した人に片付けてもらいます。そのため警告シールを貼り、警告および自主的に片付けてもらうため、その場所に置かせてもらいます。その後も撤去されていない場合はご相談ください。

清掃事業課 Tel:0276-31-8153

□私有地(駐車場・私的管理地など)に不法投棄物があり、すぐに片付けてほしい

A 土地の所有者・管理者の責任のもとで片付けていただくことになります。

私有地には必ず所有者・管理者がおり、これらの方には土地の管理責任があります。このことは、廃棄物処理法第5条で「土地又は建物の占有者（占有者がいない場合には、管理者とする）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。」と定められています。

※土地所有者は、不法投棄を防ぐために定期的な見回りとこまめな清掃（除草）・柵等の設置をお願いします。不法投棄でお困りの方には不法投棄禁止看板を配布しておりますので、必要とされる方がおりましたら、区長・環境保健委員長を通じ環境対策課へ申請してください。

環境対策課 Tel:0276-47-1893

□ 側溝清掃によって出た土砂の処分は？

A 側溝の土を清掃した際に出た土砂（泥）は、道路保全課へご連絡ください。



クリーン作戦などの町内会（自治会）清掃で発生した側溝の土砂（泥）は回収します。
なお、清掃に際しては、放射線対策や破傷風、病虫害からの危険回避のため、長袖、長ズボン、長靴、ビニール手袋やマスクなどを着用して作業を行ってください。

土のう袋は道路保全課で配布しますので、事前の連絡をお願いします。

清掃により発生したごみは、分別の徹底をお願いいたします。

土砂（泥）以外は、土のう袋に入れないでください。

土砂以外のものが入っていた場合の回収はできませんのでご協力をお願いします。

道路保全課 Tel:0276-32-3491

□近所の空き家。雑草・ごみ・建物が危険な状態などで困っている

A まずは、まちづくり推進課までご相談ください。

空き家の問題（雑草・ゴミ・防犯上・建物の安全）は多岐にわたり、個人の財産であるため解決をするのは簡単なことではありません。現地の確認を行い、空き家の管理が不適切な場合、所有者の方に適正管理の助言を行ないます。

※空き家やその敷地を含めお隣同士の問題は、民法上の問題となってしまうため、当事者間で解決していただくことが原則となります。また、所有者の連絡先は個人情報であり、教えることはできません。



まちづくり推進課 TEL:0276-47-1843

□近所の空き家。所有者が貸したり売ったりしたいときは？

A 空き家バンク制度がありますので、まちづくり推進課までご相談ください。

空き家バンク制度は空き家の有効活用を目的に空き家を貸したい・売りたい所有者の方の物件を市に登録し、市は HP などによりその情報を公開します。その情報を見て、借りたい・買いたいという移住希望者と所有者との橋渡しを市・宅建協会・全日本不動産協会が協力して行う制度です

※HP などの公開を希望しない（空き家バンクに登録をしない）場合は、市と空き家対策協定を結んでいる宅建協会・全日本不動産協会に空き家の情報を提供する制度があります。こちらは情報を公開しません。

まちづくり推進課 TEL:0276-47-1843

□電柱に貼られたビラをはがしたい。景観ボランティアとは？

A 「景観ボランティア・活動団体」について、説明します。

市長より違反広告物の除却や監視・通報を委任する制度です。活動には、個人として景観ボランティアの認定を受けるか、活動団体としての認定を受ける必要があります。

活動内容

- ① 条例に違反する簡易広告物（電柱などへの貼り紙や貼り札、広告旗、立て看板など）の除却
- ② 景観に悪影響を及ぼしそうな違反広告物の監視・通報

活動場所・日時

活動場所は太田市内に限ります。

活動日時に特に決まりはありません。夜間や悪天候時など危険が伴う場合は実施しないでください。

対象

個人→市内在住、または在勤、在学の20歳以上の方。市が実施する講習の受講が必要です。

※活動は2人以上で行う必要があります。申し込みについてもなるべく2人以上でお願いします。

団体→構成員3人以上、うち1人以上が景観ボランティアに登録されている必要があります。

講習内容(20～30分程度)

詳しい活動内容や注意事項などをご説明します。

その他

活動は無報酬とし、任期は3年間です。

作業に必要な道具などの貸与や、ボランティア保険の加入は市で対応いたします。

申込方法

応募用紙に記入して直接、郵送・メールで、都市計画課<市役所7階>までご提出ください。

※応募用紙は同課で配布、市HPにも掲載している他、郵送も可能です。お気軽にご相談ください。



都市計画課 TEL:0276-47-1839

□自治会の行事で、公園を使用したいのですが…

- A** 自治会の行事で公園を使用される場合（公園内で夏祭りや防災訓練など）は、事前に「行為許可申請書」をご提出ください。

様式第1号(第4号別添)

市長	副市長	教育長	健康長	環境長	経済長
No.					
行為許可申請書					
年 月 日					
(電 話) 太田市長					
氏 名					
(連絡先電話番号)					
次のとおり許可を受けたいので申請します。					
行為を行う場所	公園				
行為の目的					
行為の内容					
行為の期間	年 月 日 時から	日 時 分			
行為を行う場所又は使用する公園施設					
費用料					

様式は太田市役所 花と緑の課の HP にもあります



【注意!】公園内は火気厳禁です

花と緑の課 TEL:0276-32-6599

□公園の樹木に害虫が発生しているのですが…

- A** 公園の樹木に害虫が発生しているのを発見したときは、ご連絡ください。現地を調査し、害虫の駆除を行います。



毛虫の駆除 原則、市が委託する業者にて殺虫剤の散布による駆除を行います。

スズメバチ 「巣」が公園内に確認できる場合に巣の除去による駆除を行います。

春から夏にかけてのミツバチの分蜂などは、大きな被害が確認されない限り、そのままにする場合があります。

なお、害虫に関しては同時期に市内全域で発生することが想定されます。

場合によっては駆除対応まである程度の日数を要することもあります。ご理解とご協力をお願いします。

□特定外来生物クビアカツヤカミキリを見つけた時の対処方法を教えてください

A その場で踏みつぶすなどして駆除するようご協力をお願いします。飼育や生きたまま持ち運ぶことは禁止されています。

クビアカツヤカミキリとは…サクラやウメ、モモなどに寄生し、幼虫が木の中を食い荒らす外来昆虫です。被害が進行すると木が枯れてしまうため、観光や農業に深刻な影響を及ぼします。首が赤いところが特徴的です。



「クビアカツヤカミキリ」

クビアカツヤカミキリと疑われる被害（フラスの発生）を発見した場合

神社や集会所：担当課へ連絡をしてください。現地を調査し、サクラの状態を確認のうえ、薬剤による樹幹注入処理を行う予定です。（予算に限りがあります）

私有地：行政センターにて貸出を行っている薬剤スプレーをご利用ください。なお、貸出料金はかかりません。

クビアカツヤカミキリの幼虫は木に開けた穴から、「フラス（幼虫のフンと木くずが混ざったもの）」を大量に排出します。「フラス」は、春から秋にかけて排出され、かりんとう状の形をしているものが多いと見られます。



「薬剤スプレー」

□自主防災組織とは？

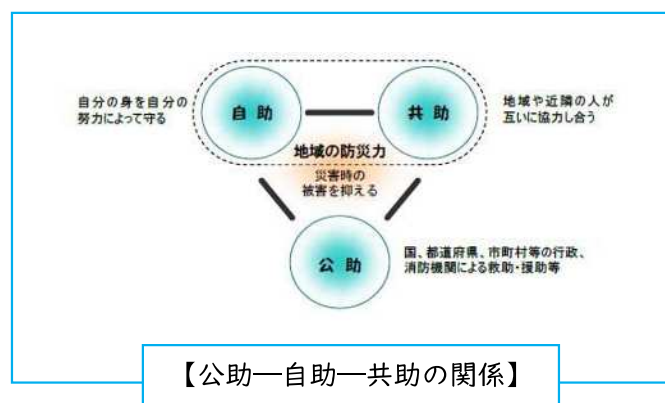
自主防災組織を住民に説明したいので、概要を説明してください。

A 自主防災組織とは「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成される組織です。

現在、太田市では地区ごとに自主防災組織があり、区長会を中心に避難訓練などの防災に関する啓発活動を行っています。

大規模な災害が発生したときは、国や都道府県、市町村の対応（**公助**）だけでは限界があります。早期に実効性のある対策をとることが難しいため、自分の身は自分で守る（**自助**）とともに、普段から顔を合わせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むこと（**共助**）が必要になります。

実際に東日本大震災では、自治体の庁舎や首長をはじめとした職員が被災し、「公助」が十分に機能しない地域もみられました。このような状況下では、地域住民一人ひとりが組織的に情報伝達、避難誘導、救出・救護、避難所運営等の自主的な防災活動を行うことこそが重要となります。その活動の「中心」を担っていただくのが自主防災組織になります。



●平時の活動●

- ・防災知識の普及
- ・地域の災害危険の把握
- ・防災訓練の実施
- ・防災用資機材の整備等

●災害時の活動●

- ・情報の収集・伝達
- ・出火防止・初期消火
- ・住民の避難誘導
- ・負傷者の救出・救護、給食・給水等

太田市では、自主防災組織への支援として訓練等の活動に対する補助金を交付しています。

お気軽に各地区の行政センターにお問い合わせください。



※出典：消防庁「自主防災組織の手引き —コミュニティと安心・安全なまちづくり」

危機管理室 TEL:0276-47-1916

□災害時の避難所を教えてください

- A** 太田市の避難所は、下記の【指定避難所一覧】のとおりです。災害の種類（風水害・地震）や規模によって、避難所の開設方法が異なりますので、その違いを確認し、適切な避難行動をとってください。

■風水害時の避難所の開設

災害が発生、または発生するおそれがある場合に、災害の規模に応じて3段階で避難所を開設します。開設している避難所であれば、お住まいの地区に関係なく、どこでも避難することができます。地区にこだわらず、混雑状況をみながら、行きやすい避難所に早めに避難しましょう。

- ・台風の接近等が予想され早めの避難が必要と判断した場合

第1避難所

各地区の行政センター（尾島行政センターを除く）を開設



- ・災害発生のおそれがあると判断した場合（避難情報発令時）

第2避難所

中学校（城東中、尾島中を除く）を中心に追加開設



- ・災害の規模や避難者状況に応じて

第3避難所

小学校や高等学校を中心に必要に応じて個別に追加開設

【指定避難所一覧】

第1避難所	
避難所名	住所
太田行政センター	本町20-1
九合行政センター	飯塚町591-1
沢野行政センター	高林西町882-5
葦川行政センター	東長岡町1853
鳥之郷行政センター	新野町203
強戸行政センター	菅塩町345
休泊行政センター	龍舞町4053
宝泉行政センター	西野谷町38-2
毛里田行政センター	矢田堀町244-5
木崎行政センター	新田木崎町1215-1
生品行政センター	新田村田町1107-1
綿打行政センター	新田大根町953-1
藪塚本町中央公民館	大原町505

第2避難所	
避難所名	住所
西中学校	八幡町24-1
東中学校	飯塚町80
旭中学校	東矢島町1082
武道館	内ヶ島町384-2
南中学校	高林北町955-1
市立太田高校	細谷町1510
北の杜学園（旧 北中学校）	熊野町2-1
城西中学校	新野町74
強戸中学校	天良町72-3
休泊中学校	龍舞町3867-2
宝泉中学校	宝町735
県立太田フレックス高校	下田島町1243-1
毛里田中学校	矢田堀町242-2
木崎中学校	新田木崎町301
生品中学校	新田市野井町121
新田総合体育館	新田金井町607
綿打中学校	新田上田中町182
藪塚本町社会体育館	大原町383-70
藪塚本町中学校	大原町695

第3避難所	
避難所名	住所
太田小学校	本町31-1
(旧)太田東小学校	東本町53-30
県立太田高校	西本町12-2
県立太田女子高校	八幡町16-7
太田公民館東別館	東本町53-20
九合小学校	飯塚町1534
中央小学校	飯田町1166
旭小学校	東矢島町1249
太田市総合体育館	飯塚町1059-1
沢野小学校	福沢町226-1
南小学校	高林東町1372
沢野中央小学校	富沢町73
菰川小学校	台之郷町999
鳥之郷小学校	鶴生田町83-2
城西小学校	新野町127
強戸小学校	天良町858-2
強戸ふれあいセンター	石橋町856-1
休泊小学校	龍舞町3816-3
県立太田工業高校	茂木町380
宝泉小学校	由良町1738-1
宝泉南小学校	中根町261-1
宝泉東小学校	藤久良町1
木崎小学校	新田木崎町1121
生品小学校	新田村田町1365
新田武道館	新田上江田町721-1
綿打小学校	新田上田中町795-3
県立新田暁高校	新田大根町999
藪塚本町小学校	藪塚町1741
藪塚本町南小学校	大原町2201-1

第3避難所	
避難所名	住所
◆南ふれあいセンター	高林東町1302
◆駒形小学校	植木野町7
◆城東中学校	菰川町1
◆県立太田東高校	台之郷町448
◆毛里田小学校	只上町970-1
◆尾島小学校	亀岡町61-2
◆尾島生涯学習センター	亀岡町63-1
◆尾島中学校	亀岡町584-1
◆太田市ボランティアセンター・尾島庁舎	粕川町520
◆世良田小学校	世良田町3113-7
◆世良田生涯学習センター	世良田町1535-4
◆尾島体育館	亀岡町656-1

◆は、想定される水害リスクが高いため風水害時は開設しません

第1福祉避難所	
避難所名	住所
第一老人福祉センター	細谷町1689
老人福祉センターかたくりの里	吉沢町5292
老人福祉センター藪塚いこいの湯	大原町641-2

第2福祉避難所	
避難所名	住所
◆高齢者総合福祉センター	鳥山上町2313
◆尾島健康福祉増進センター利根の湯	備前島町196-1
◆新田福祉総合センター	新田反町町831-3
県立太田特別支援学校	藤阿久町26-1

◆は、想定される水害リスクが高いため風水害時は開設しません

※風水害時の福祉避難所については、災害の状況に応じて、「第1福祉避難所」を開設します

■地震時の避難所の開設

地震による施設の被害や避難所の利用可能状況などを調査し、被害状況等に応じて、安全が確認できた指定避難所の中から必要な避難所を開設します。

- ・優先的に開設する避難所（被害状況等により開設できない場合もあります）

第1避難所 + 「尾島生涯学習センター」、「世良田生涯学習センター」

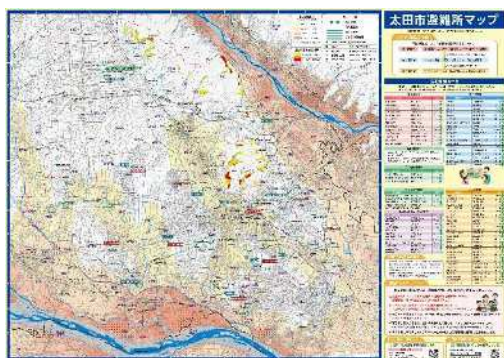


- ・被害の規模や避難者状況に応じて開設する避難所

施設の安全が確認できた避難所

●太田市避難所マップ

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0050-004shimin-bouisai/2021-0315-ota-hinanjomap.html>



QRコード：



●太田市防災マップ

<https://www.city.ota.gunma.jp/005gyosei/0050-004shimin-bouisai/2013-0819-1704-39.html>



QRコード：



避難時の必要物品チェックシート

市で準備できる物品には限りがあります。健康や感染防止対策として必要なものは可能な限り持参してください。

【避難所滞在時に必要なもの】

- ☐ 食料、飲料水
- ☐ 敷物(シート等)
- ☐ 着替え
- ☐ 必要な日用品(眼鏡、携帯ラジオ、モバイルバッテリー等)
- ☐ 毛布などの寝具
- ☐ 常備薬
- ☐ タオル

【感染症対策として必要なもの】

- ☐ マスク
- ☐ 消毒液
- ☐ 体温計
- ☐ ウエットティッシュ
- ☐ ビニール袋
- ☐ せっけん(液体ハンドソープ)
- ☐ 上履き(スリッパ等)
- ☐ 食器類(プラスチック・紙・割り箸)
- ☐ ペーパータオル
- ☐ ごみ袋



危機管理室 Tel:0276-47-1916

□災害時に開設している避難所を教えてください

A 「太田市避難所開設状況」で避難所の開設状況がリアルタイムで確認できます。

- スマートフォンやパソコンなどで見られます。
- フィーチャーフォン（ガラケー）では、閲覧できないことがあります。

（※避難所開設情報は「おおた安全・安心メール」の防災情報からも配信されます。）

お知らせする情報

・避難所の開設状況（イメージ ①、②）

スマートフォンの位置情報を利用し、現在地から近い順に開設している避難所を表示

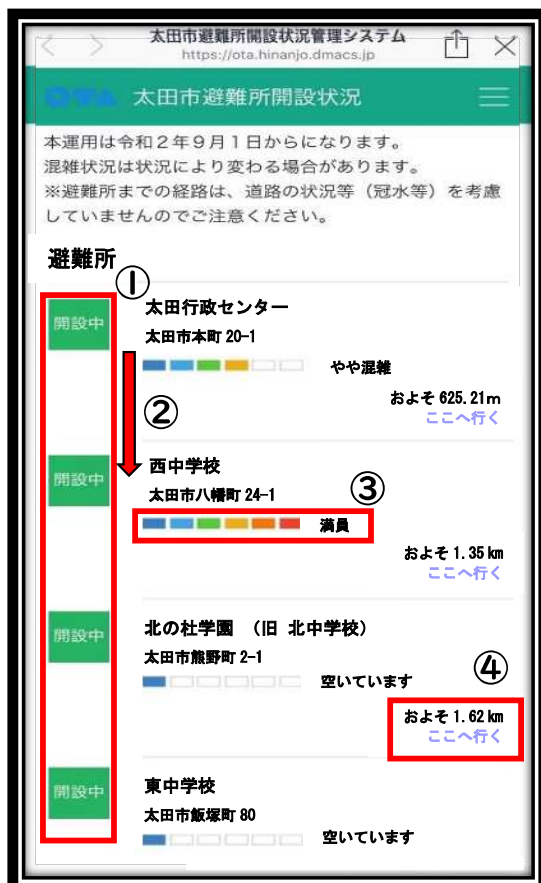
・避難所の混雑状況（イメージ ③）

混雑状況を6段階（「空いています」～「満員」）で表示

・避難所までの経路表示（イメージ ④）

グーグルマップを利用し、現在地から避難所までの道順を地図で表示

イメージ



太田市避難所開設状況はこちら



<https://ota.hinanjo.dmacs.jp>

平時では「現在、避難所は開設されておりません」と表示されます。

□災害時の情報入手方法を教えてください

A 災害時の情報入手方法は次のとおりです。

情報入手は一つの手段に限定せず、複数の手段を準備しておきましょう。

●市の情報配信方法

【おおた安全・安心メールの登録】

bousai.ota-city@raidan2.ktaiwork.jp



「おおた安全・安心メール」の詳しい登録方法は、次ページを参照してください。

行政区で必ず！名は登録し、役員への情報共有をお願いします。

【太田市LINE】

アカウント名：@ota_city



※事前にLINEのアプリを登録する必要があります。

【エフエム太郎】

76.7MHz



【広報課 X（旧 Twitter）】

https://twitter.com/OtaCity_PR



【危機管理室ホームページ】

<https://www.city.ota.gunma.jp/soshiki/13/>



【ヤフー防災速報アプリ】

<https://www.city.ota.gunma.jp/page/1669.html>



※アプリの登録が必要になります。

【群馬テレビ データ放送（市町村情報）】

3チャンネル ⇒ dボタン

データ放送には防災情報だけではなく、太田市からのお知らせも配信しています。

●国・県・その他の情報配信サイト

【気象庁（地域選択：太田市）】

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>



【群馬県水位雨量情報システム】

<https://www.river-gunma.jp/>



【かわみるぐんま】

<https://suibou-gunma.jp/#/>



【川の防災情報】

<https://www.river.go.jp/portal/>



●おた安全・安心メールの登録について

メール配信サービス「おおた安全・安心メール」

～登録すると防災・防犯情報などが配信されます～

配信する内容

- ①災害情報(火災情報など)
- ②防災情報(気象・地震情報や避難情報)
- ③防犯情報(不審者情報など)
- ④お知らせ(①～③以外で、安全・安心のため、市民の皆さまに広くお知らせしておくことが適当な情報)

 パソコンからの登録方法

- 1 下記アドレスに空メールを送信する。
bousai.ota-city@raidens2kaiwork.jp
- 2 画面に表示されたURLにアクセスする。
- 3 画面内容をお読みになって、登録をしてください。

携帯電話からの登録方法

下記アドレスに空メールを送信する

bousai.ota-city@raidan2.ktaiwork.jp



メールが返信される



メールサービスの仮登録が完了しました。
まだ登録は完了していませんので、以下のURLから1週間以内に本登録を実施してください。

<https://raidai2.ktaiwo.rk.jp/service/rergstart/99999998969897?aid=503>

👉 クリック!

登録画面に展開します

ユーザー情報登録

○メールアドレス
12345@○○○○.ne.jp

○配信情報(複数選択可)
[必須]
☐災害情報
☒防災情報
☐防犯情報
☐お知らせ

クリック!

設定内容の確認

○メールアドレス
12345@○○○○.ne.jp

○配信情報
災害情報
防災情報
防犯情報
お知らせ

[戻る](#) [登録](#)

クリック!

登錄完了

登録されると登録完了メールが送信されます。

□大地震に備えて耐震補強などの工事をしたいのですが…

A 市では、耐震診断・耐震改修補助などを行っています。

耐震診断（市で契約した診断者を派遣）

対象住宅	・昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅 ・平屋建てまたは2階建てのもの（賃貸住宅は対象外）
対象者	・市内の対象住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、居住しているか居住する予定の人
費用負担	・1千円（診断者の交通費） ・建物の平面図がない場合は追加調査費として1万円

耐震改修補助事業

対象住宅	・昭和56年5月31日以前に着工の戸建て木造住宅 ・耐震診断の結果、大地震で倒壊する恐れがある、または高いと診断されたもの（上部構造評点が1.0未満）
対象者	・市内の対象住宅を自己または3親等以内の親族が所有し、居住しているか耐震改修後に居住する人
補助額	・全部改修 費用の5分の4以内（上限100万円） ・耐震シェルター等設置 費用の2分の1以内（上限60万円）

ブロック塀等撤去補助事業

対象	・建築基準法第42条に規定する道路に沿った、高さ1.2m、長さ1mを超えるブロック塀で、調査の結果、倒壊の恐れが高いと判断された物
補助額	・費用の3分の2以内（上限5万円）

いずれの事業も、令和6年度の内容です。

対象や補助額など変更されることもありますので、詳細は建築指導課までお問い合わせください。

□市の消防活動を教えてください

A 市の消防活動を担う組織として、「太田市消防本部」「太田市消防団」の2つの機関があります。

太田市消防本部

太田市と大泉町（消防事務を受託）を管轄しており、職員は常勤の地方公務員である市の職員で、消防本部に勤務する職員や消防署に交替で勤務する職員がいます。

消防本部 消防の予算・庶務・企画・人事等の事務、火災予防のための対象施設への指導や許認可などの事務、消防・救急活動のための車両や資機材等の整備・維持管理等の事務、119番通報を受け火災・救急・救助等の出動指令等の事務などに従事しています。

消防署 第一線の現場活動部隊として、火災時の消火活動をはじめ、さまざまな災害による被害の軽減や人命救助活動、傷病者への適切な処置と搬送などの救急活動、火災予防活動などに従事しています。

太田市消防本部管内には以下の消防施設があります。

消防本部	（鳥山下町 409-1）	TEL:0276-33-0119
中央消防署	（鳥山下町 409-1）	TEL:0276-32-6119
中央消防署沢野分署	（細谷町 211-2）	TEL:0276-33-7119
東部消防署	（東金井町 262-1）	TEL:0276-40-2119
東部消防署九合分署	（飯塚町 87-1）	TEL:0276-46-9119
西部消防署	（新田金井町 607）	TEL:0276-56-8119
西部消防署尾島分署	（粕川町 432-1）	TEL:0276-52-3119
西部消防署藪塚分署	（山之神町 243-2）	TEL:0277-78-1119
大泉消防署	（大泉町寄木戸 614-1）	TEL:0276-62-3119
大泉消防署城之内出張所	（大泉町城之内2丁目 25-2）	TEL:0276-63-2119

太田市消防団

地域住民で組織され、普段は本業を持ちながらも「自らの地域は自らが守る」という精神に基づき、火災などの災害発生時には自宅もしくは職場等から出動して消防署と連携し、消防防災活動に従事します。身分は非常勤特別職の地方公務員です。

令和6年4月1日現在、市内16分団512名で構成されています。

消防本部・消防署が常備消防と呼ばれるのに対して、消防団は非常備消防と呼ばれています。

消防総務課 TEL:0276-33-0200

□消防団はどのような活動をしているのですか？

- A** 太田市内には31箇所の車庫詰所があり、平常時は、所属する消防団員が仕事を終えた後の時間帯や休日を活用しながら消防団活動を行っています。

平常時の活動として、管理する消防団車両・資機材の点検や様々な活動訓練、夜間休日の防火広報、消防団員加入促進活動などを行っています。また、秋季・春季の火災予防運動、歳末の警戒、秋季点検、出初め式、地域の行事などについても積極的に参加をしています。

火災などの災害が発生した場合には、個人のスマートフォンや携帯電話に災害点の地図が添付されたEメール指令が届く仕組みとなっており、出動から現場到着までの時間短縮が図られています。各種災害を早期に終息させるため、我々消防職団員一丸となり消防活動に尽力しています。

□消防団員数の減少についてお聞かせください

- A** 消防団は地元に密着した活動を主とし、消防署の活動を補完する重要な役割を担っています。

近年、全国的に消防団員数の減少が問題視されており、多くの自治体で消防団員の確保に苦慮している状況です。要因としては、若年層人口の減少や就業構造の変化に伴う被雇用者の増加などが考えられますが、災害の規模が大きくなるにつれ、地元に精通している消防団員の確保が重要であると考えられています。今まで同様、消防団員の確保についてお願いすると思いますが、ご理解ご協力をあらためてお願い申し上げます。

□消防署が近くにあるので消防団に特に世話になることはないと思うのですが…

- A** 火災現場では、基本的に消防署の隊が先着し救助活動や消火活動を行います。

自宅や職場などから出動する消防団員は、消火活動のほか消防水利の確保や現場周辺の交通整理など消防署が活動しやすい環境をつくる重要な役割を担っています。火災以外にも風水害の対応など業務は多岐に渡っており、災害に対しては、消防職団員が車の両輪のように相互に協力して消防の任務を完了し目的を達成しなければならず、そのためには消防団の存在が必要不可欠であります。



消防総務課 TEL:0276-33-0200

□民生委員・児童委員は、どんな活動をしているのですか？

- A** 民生委員・児童委員は、民生委員法、児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された無報酬のボランティアで、非常勤の地方公務員として位置づけられています。

主な活動内容

地域の身近な相談相手として、地域住民からの心配ごとなどの相談に応じ、行政との「つなぎ役」として活動しています。

また、定期的な訪問等により高齢者世帯や子どもたちの見守りや地域活動などを行います。

こんなときにご相談ください

- 生活に困っているが、どこに相談してよいかわからない
- 介護・福祉サービスを利用したいが、どのようにすればよいのか
- ひとり暮らし高齢者なので見守りをしてほしい
- 子育てに関する相談窓口を知りたい など



安心してご相談ください。民生委員・児童委員には、法による守秘義務があります。
同意なく相談内容や個人情報が他の人に伝わることはありません。

民生委員・児童委員活動と候補者推薦にご理解・ご協力ください

民生委員・児童委員の任期は3年となっております。任期が満了となる年の12月に一斉改選が行われており、その際には民生委員・児童委員の区長推薦をしていただいております。

区長の皆さまにおかれましては、民生委員・児童委員活動及び候補者推薦について、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、次の一斉改選は、令和7年12月です。

社会支援課 Tel:0276-47-1827

□社会福祉協議会とは？

A

目的

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の推進を図ることを目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれにひとつずつ組織されています。

太田市社会福祉協議会は、2005年3月28日に、太田市・尾島町・新田町・藪塚本町の市町村合併により、社会福祉協議会も新設合併し、現在の太田市社会福祉協議会となりました。

「みんなで創ろう 笑顔で暮らせるまち おおた」をスローガンに、誰もが住み慣れたまちで自分らしく安心して暮らすことができるよう、広く市民の皆さんをはじめ、行政・関係機関・福祉団体・施設などと連携を図りながら、地域福祉の推進に努めています。

社会福祉協議会 TEL：0276-46-6208

主な事業

地域福祉事業

地区社会福祉協議会（地区社協）活動の推進

地区社協は、地域の皆さまで構成されている組織です。地域住民が、身近に解決を求めている福祉問題に自ら主体的に取り組んでいけるよう、小地域を基盤とする福祉ネットワークづくりを推進しています。市内に12の地区社協があり、①敬老会の開催 ②ひとり暮らし高齢者等に対する友愛訪問 ③ひとり暮らし高齢者の見守り活動 ④ふれあいの広場、福祉バザーの開催⑤市社協の行事への協力 ⑥ふれあい・いきいきサロン、子育てサロンの実施 などを各地区で推進していただいております。

市社協は、こうした地区社協活動が地域で活発に取り組めるよう連絡・協力関係を保ちながら、積極的に支援する役割を担っています。事業を進めるための財源は、会員会費や共同募金配分金、行政からの補助金・委託金などで賄われています。

地域福祉係 TEL：0276-46-6208



地域つながり支え合いマップ事業

① つながり支え合いマップづくり

区長、民生委員、ボランティア、地域の代表者が中心となり、住宅地図を用いて、気になる人や困りごとを抱えている人、地域のお宝等の情報を共有します。また、地図上に書き出すことにより、地域でどのようなことができるかを話し合い、地域の良いところや困りごと等を把握し、住みよい地域づくりについて考えることを目的に行っています。

② 安心カード設置

個人の医療情報や緊急連絡先などを記入した「安心カード」を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管することで、緊急時や災害時に備えることを目的に行っています。

社協本所、西部支所、行政センターで配布しています。



地域福祉係 Tel:0276-46-6208

日常生活自立支援事業

群馬県社会福祉協議会からの委託を受けて、認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない人が、安心して地域で自立した生活を送れるように支援しています。

具体的には、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービスなどを行っています。

おおた成年後見支援センター TEL:0276-46-6208

おおた成年後見支援センター事業

高齢者や障がい者で日常生活上の判断に不安のある人が、地域で安心して生活できるよう日常生活全般、財産管理、契約などの法律行為に関する相談に乗り、本会が法人として成年後見人を担い、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の利用を支援することを目的としています。

おおた成年後見支援センター TEL:0276-46-6208

ボランティアセンター事業

ボランティアセンターは、住民相互のつながりに支えられた地域社会づくりをめざし、ボランティア活動の支援や推進を図っています。また、地域ニーズに沿った新たな担い手の発掘・養成のため、各種講座の開催、福祉教育を行っています。

太田市ボランティアセンター TEL:0276-60-7280

貸付事業

① 小口生活資金貸付事業

生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯に対して資金の貸付を行っています。

② 生活福祉資金貸付事業

生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯の人に資金の貸付と併せて必要な相談支援を行うことで、その経済的自立や生活意欲の向上を図り、また在宅福祉及び社会参加を促進し、もって安定した生活を送れるようにすることを目的とした貸付制度です。

自立相談支援センター TEL:0276-48-8177

生活困窮者自立相談支援事業

生活に困りごとや不安を抱えている相談者に対し、支援員がどのような支援が必要かを相談者と一
緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

自立相談支援センター Tel:0276-48-8177

高齢者福祉

① 生活支援体制整備事業

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目的に、人と人とのつながりの構築、地域の交流イベント等を通じた社会参加活動の推進、日常生活の問題を解決するための多様な主体によるサービスと支援ニーズのマッチングを担い、サービスを提供する事業主体と連携しながら、地域丸ごとお互いに支え合う地域づくりをめざします。

- 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置
- 第1層協議体
- 第2層協議体



地域福祉係 Tel:0276-46-6208

② 高齢者ふれあい推進事業

高齢者の通いの場を作り、多様なメニューを提供することで外出機会を増やし、高齢者の孤立予防並びに健康増進を図ること、また多様なメニュー作りや通いの場の運営を高齢者が担うことで、働くことによる生きがいを創出することを目的としています。

みまもりセンター Tel:0276-46-6208

③ 高齢者地域福祉自立支援事業

家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者などに対し、社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が送れるよう支援するため、14行政センターにふれあい相談員を配属し、適切なサービスを提供できることを目的としています。

みまもりセンター Tel:0276-46-6208

④ ふれあい・いきいきサロン事業

区長、民生児童委員、ボランティアが中心となって、地域を拠点に、高齢者と協働で企画をし、内容を決め、共に運営していく楽しい仲間づくりの活動を推進しています。

共同募金配分金、歳末たすけあい募金（翌年度通年事業配分）、市からの受託金を財源とした助成金を交付しています。

地域福祉係 Tel:0276-46-6208

児童福祉

① 子育てサロン事業

区長、民生児童委員、ボランティアが中心となって、地域を拠点に子育て中の親子などと地域住民も一緒になり、子育ての楽しみや悩みを解消し、子育て仲間づくりを行う場として推進しています。

歳末たすけあい募金（翌年度通年事業配分）を財源とした助成金を交付しています。

地域福祉係 Tel:0276-46-6208

助成金／企画総務係 Tel:0276-46-6208



社会福祉協議会 Tel:0276-46-6208

□防犯委員はどのようなことをするのか教えてください

A 防犯委員は、防犯パトロールなど地域防犯活動の中心となる防犯リーダーです。

防犯委員の皆さんには、防犯活動への積極的な参加や地域住民への防犯の呼びかけ、防犯情報の地域住民への啓発、警察署や市などが行う防犯活動への協力、防犯灯の維持管理（新設・移設・不具合等）に関するをお願いしています。

防犯委員は、行政区ごとに2人以上置くこととされ、行政区長からの推薦に基づき、市長が委嘱するものです。任期は2年となりますが、諸事情による1年での交代も可能です。

危機管理室 Tel:0276-47-1899



□自治会の防犯活動への支援は？

A 運動会や納涼祭などの地域行事の際に、防犯委員が防犯警備を行います。
また、子どもの見守りや高齢者への防犯啓発活動など、ご要望があればお住まいの防犯委員へご相談ください。
さらに、お住まいの地域には防犯に関わる各種団体が存在する場合があります。
団体の連携により防犯活動を行うことも地域の安全・安心のために有効な手段です。

防犯に関する情報

防犯情報の伝達

防犯委員で組織する太田市防犯協会では、12月に歳末一斉防犯パトロールを実施し、防犯情報を記載したチラシの配付や回覧をしています。

防犯情報のメール配信

依然として被害が発生している特殊詐欺などの情報をメール配信しています。
被害に遭わないためにも、多くの方に配信登録をしていただきたいと思います。

登録方法 P.39の「おおた安全・安心メール」配信サービス登録手順を参照してください。

防犯灯の新設

新設は原則実施していません。

防犯委員の協力の下に移設で要望対応していますが、以下に示す住環境の変化等に伴い防犯灯の必要性が生じた場所については、新設を検討しますので、各行政区の防犯委員を通してご相談ください。

- ①住宅分譲で5棟以上の家が建ったが、開発業者が防犯灯を付けず、暗くて必要な場合。
- ②店舗の閉店や商業灯等の灯りが撤去され暗くなったが、今後もそこに必要な場合。

防犯灯の故障連絡方法

防犯灯の故障を発見した際は、お住まいの防犯委員または
コールセンター（Tel:0570-666-181）までご連絡をお願いします。



コールセンターへ伝えることは、

- ①氏名
- ②連絡先
- ③管理プレート番号（右下写真）
- ④故障内容（夜間点灯しない、昼間も点灯しているなど）です。

その他、電柱番号、住所、目標物が分かる場合は、併せてお知らせください。



↑ 防犯灯



↑ 管理プレート（黄色に黒字）

【街路灯が切れている場合】

道路保全課へ電話連絡

Tel0276-32-3491



↑ 街路灯プレート



□自治会で利用できる職員や講師の派遣制度はありますか？

A 市や団体などでは、講師派遣制度があります（主なものを掲載）。

自治会活動などでご希望がありましたら、ご活用ください（費用の記載がないものは無料）。

内 容	対象	日時	申込方法	問い合わせ(0276)
人材情報 生涯学習を応援するための 市民講師登録制度です （登録は無料、 利用の費用は要相談）。 ※講師検索は、社会教育総合 センターまたは行政センターに ある「太田市人材情報（省略版）」 をご覧ください。 市 HP から閲覧できます。	市内での講 演会や地域 の各種グル ープ・サーク ルなど	要相談	「太田市人材情報提供申請書」 を社会教育総合センターまたは 行政センターへ提出 ↓ 講師候補の詳細情報を提供 ↓ 講師と直接やり取り	生涯学習課 （社会教育総合センター） Tel:22-3442
おおたコミュニティーカレッジ 市の職員が皆様のもとへ出向き、 行政の取組や専門知識を生かし た講座をお届けします。	市内に在住・ 在勤・在学の 概ね 10 名 以上のグル ープ	午前 9 時～ 午後 9 時 （年末年始 を除く）	開催日の 2 カ月前までに 生涯学習課へ	生涯学習課 （社会教育総合センター） Tel:22-3442
認知症サポーター養成講座 認知症の症状や治療、認知症の 人に対する接し方を学びます。	地域の団体 や組織、企 業、学校など で 10 人以上 の団体	要相談 90 分程度	開催希望日の 1 カ月前までに 「認知症サポーター養成講座 講師派遣依頼書」を 介護サービス課へ提出	介護サービス課 （市役所 1 階） Tel:47-1856
消費生活センター出前講座 悪質商法の手口や対処法を紹介 します。	地域の集まり （いきいきサ ロンなど）	要相談 センターの 開 所 時 間 （平日 9～1 6 時）内に 限る	開催希望日の 1 カ月前までに、 まずは消費生活センターへ電話 ↓ 開催日時の調整後、「出前講座 申請書」を提出	市民そうだん課 （消費生活センター） （市役所 2 階） Tel:30-2228
新田荘史跡ガイドの会 新田荘遺跡の開設・案内など	5 名 以上 の グループ	要相談	希望日の 3 週間前までに「派遣 申請書」を太田市観光物産協会 に提出	太田市観光物産協会 （市役所 5 階 観光交流課内） Tel:47-1833
出前なんでも講座 県の職員が地域や団体の集会 などで直接対話型の説明を します。 「職員の特技」の講座 県立女子大学・県立県民健康科学大学の講座	県内にある 町内会など 15 人以上	要相談	出前なんでも講座 ぐんま電子申請受付システムから 注文 「職員の特技」の講座 実施希望日より 6 カ月前から受け 付け 県立女子大学・ 県立県民健康科学大学の講座 大学へ直接申し込み	県庁 県民活動支援・広聴課 Tel:027-226-2176 ※詳しくは、群馬県 HP をご覧ください。

□高齢者の相談窓口。どこにありますか？

A 高齢者に関する相談窓口として、地域包括支援センターを市内9カ所に設置しています。

地域包括支援センターとは

高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送り続けるために、状態に応じた介護・医療・福祉などのサービスが受けられるよう保健師・社会福祉士・主任ケアマネージャー等が「チーム」として総合的に支援することを目的とした地域の拠点です。また、介護が必要な状態にならないように、介護予防に向けた取り組みも実施しています。

地域包括支援センターの役割

介護予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人などの介護予防プランを作成し、住み慣れた地域で自立して生活できるように支援します。

権利擁護

高齢者のさまざまな権利を守ります。
成年後見制度の紹介や虐待の早期発見と防止に努めます。

総合相談・支援

介護に関する悩みや健康、医療、福祉、生活に関する相談に対応し、必要に応じて適切な機関・制度につなげます。

包括的・継続的ケアマネジメント

地域のケアマネージャーの支援・指導やさまざまな機関とのネットワークを構築し、高齢者にとって暮らしやすい地域づくりに努めます。

藪塚地域包括支援センター

(特別養護老人ホーム親孝行の里内)

強戸・毛里田地域包括支援センター

(特別養護老人ホームゆう愛内)

太田・鳥之郷地域包括支援センター

蕨川地域包括支援センター

九合・休泊地域包括支援センター

(特別養護老人ホーム高原園内)

宝泉地域包括支援センター

(介護老人保健施設ふじあく光荘内)

沢野地域包括支援センター

(支援センターほりえ内)

新田地域包括支援センター

(特別養護老人ホーム愛光園内)

尾島地域包括支援センター

地区	名称	住所	電話番号
太田・鳥之郷	太田・鳥之郷地域包括支援センター	太田市鳥山上町2357-9	0276-55-2461
九合・休泊	九合・休泊地域包括支援センター	太田市龍舞町410-2 (特別養護老人ホーム高原園内)	0276-60-4902
沢野	沢野地域包括支援センター	太田市高林北町1178-1 (支援センターほりえ内)	0276-60-4903
葦川	葦川地域包括支援センター	太田市石原町546-1	0276-60-4904
強戸・毛里田	強戸・毛里田地域包括支援センター	太田市寺井町565 (特別養護老人ホームゆう愛内)	0276-60-4905
宝泉	宝泉地域包括支援センター	太田市藤阿久町345 (介護老人保健施設ふじあく光荘内)	0276-55-1541
尾島	尾島地域包括支援センター	太田市安養寺町2-11	0276-60-4907
木崎・生品・綿打	新田地域包括支援センター	太田市新田上江田町1513-1 (特別養護老人ホーム愛光園内)	0276-56-1717
藪塚東部 ・藪塚西部	藪塚地域包括支援センター	太田市藪塚町3922 (特別養護老人ホーム親孝行の里内)	0277-78-1096

介護サービス課 TEL:0276-47-1856

□障がい者の相談窓口。どこにありますか？

- A** 障がい者に関する相談窓口として、本庁舎1階障がい福祉課の隣に、「太田市障がい者相談支援センター」を設置しています。

太田市障がい者相談支援センターの概要

【事業の形態】

基幹相談支援センター(※)

【相談時間】

月曜日～金曜日 8:30～17:15

※個別相談については、予約が必要な場合があります。

TEL:0276-57-8210 FAX:0276-57-8215

【人員構成】

- ・障がい福祉課職員 : 1名
- ・相談支援専門員 : 5名

太田市障がい者相談支援センターの業務

- ①総合的・専門的な相談支援 ②地域の相談支援体制の強化の取組（研修、事例検討会等）
- ③地域移行・地域定着の促進の取組
- ④権利擁護・虐待の防止（虐待防止センター、成年後見制度利用支援等）
- ⑤専門機関との連携（協議会、社会資源の開発等） ⑥障害者差別解消法に基づく相談業務
- ⑦障害者及びその家族の支援に関して必要とされる業務 ⑧太田市地域生活支援拠点に関すること
- ⑨精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進

（※）基幹相談支援センターとは・・・

～地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う～

総合相談・専門相談

- ・総合的な相談支援（3障害対応）
- ・専門的な相談支援

地域移行・地域定着

- ・入所施設や精神科病院への働きかけ
- ・地域の体制整備にかかるコーディネート

権利擁護・虐待防止

- ・成年後見制度利用支援
- ・虐待防止
（市町村障害者虐待防止センター）

地域相談支援体制の強化

- ・相談支援事業者への専門的助言
- ・相談支援事業者の人材育成
- ・相談機関との連携強化

協議会の運営

- ・地域の関係機関との連携強化
- ・社会資源の開発や改善



基幹相談支援センターは、各市町村に設置するのが望ましいとされ、市町村単独が困難な場合には複数の市町村での設置も認められています。

障がい福祉課 TEL:0276-47-1828 または 0276-47-1929
太田市障がい者相談支援センター TEL:0276-57-8210

□イベント向けAEDの貸し出し

A イベント参加者の安全確保を目的に、自動体外式除細動器（AED）を貸し出しています。

貸出対象：自治会など市内で活動する団体が市内で開催する行事で、市民が参加する場合

貸出条件：医療従事者（医師、保健師、看護師など）またはAEDを使用した救命講習会を修了した者を
行事開催中、会場に配置するよう努めること。

貸出期間：7日以内

受付期間：貸出希望日の3カ月前～7日前

貸出費用：無料

※体験用トレーニング機の貸し出しも行っています。



消防本部 救急課 TEL:0276-33-0306

地域の要望に関する市役所の主な窓口（令和7年4月現在）

業務内容	担当課	連絡先(0276)
区長会活動全般	地域総務課	地域コミュニティ係 47-1923
集会所の建設・改修		
地区内の掲示板		
認可地縁団体の設立		
1%まちづくり事業		
防犯委員、防犯灯	危機管理室	防犯係 47-1899
防災に関すること		危機管理係 47-1916
おうかがい市バス、シティライナーおおた	交通対策課	47-1826
市営駐輪場、道路上の放置車両		
市営無料バス	バス管理センター	55-4666
長寿祝金	長寿あんしん課	47-1829
民生委員・児童委員	社会支援課	47-1827
日本赤十字		
ふれあい・いきいきサロン	社会福祉協議会	地域福祉係 46-6208
赤い羽根共同募金		企画総務係 46-6208
ごみステーション、カラス除けネット	清掃事業課	31-8153
ごみの分け方・出し方リーフレット		
環境保健委員	環境対策課	環境保全係 47-1893
狂犬病予防注射、スズメバチの巣駆除		
環境美化、ポイ捨て禁止などの啓発看板		
不法投棄についての相談		公害対策係 47-1893
空き地の雑草		
空き家対策	まちづくり推進課	47-1843
違反広告物	都市計画課	47-1839
カーブミラー・側溝・道路の補修	道路保全課	32-3491
道路標識（警戒：黄）		
道路にかかる民地の枝（交通上支障になるもの）	道路整備課	47-1835
街路樹・公園、緑の募金	花と緑の課	32-6599
イノシシ・アライグマ・ハクビシンなどの相談	農業政策課	20-9714
農地の野焼き		
耕作放棄地（遊休農地）	農業委員会事務局	20-9715

道路標識（規制：赤・青）	太田警察署	33-0110
--------------	-------	---------

太田市役所

〒373-8718 浜町 2-35

TEL:0276-47-1111 (代表)

発行:地域総務課 地域コミュニティ係(市役所5階)

TEL:0276-47-1923 (直通)

FAX:0276-47-1881

アドレス:015290@mx.city.ota.gunma.jp